

約款

第1条(基本契約と個別契約)

本契約は、甲(クライアント様)乙(バースデースーツ)間で交わされるウェブサイトの制作委託に関する基本契約であり、個別契約に格別の規定なき限り本契約中の条項が適用される。

第2条(定義)

(1)「制作物」とは、甲の企画及び乙の企画、甲乙間の打ち合わせに従って乙が制作した著作物、すなわちヒヤリングシート記載事項を元に制作をしたホームページ、ホームページに付随する各種システム機能を意味する。
(2)「納品日」とは、甲のサーバー上でのアップロード完了日、ウェブサイト公開日を意味する。

第3条(製作過程及び修正)

甲乙間は制作定義(右記)を元に進行し、甲から提供される素材を基に制作するものとする。制作仕様書は初回打ち合わせで甲乙間での協議、甲よりの提出、乙からの提案を適応する。デザイン修正については、打ち合わせ中の事項を逸脱しない場合のみ適応する。逸脱しない修正がある場合は1回までとし、逸脱する修正は有償対応とする。
※有償対応の基本料金は一回あたり10,000円(税別)～であり、別途見積もりを要する。

第4条(提出素材)

甲は乙からの依頼のあった素材を提供するものとする。
甲乙間で決定された素材提供日を過ぎた場合は納期にも影響することを了承する。

第5条(納期)

乙は、甲の依頼及び仕様に基づき、制作代金入金時及びヒヤリングシート記載日より制作開始日とする。
※制作営業日は土・日・祝日・G/W・年末年始・お盆休暇を除く平日である。
納期の遅延が発生した場合については、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。
サーバーへのアップ・ウェブサイト公開日を納期日とする。

第6条(検収)

甲は、乙より納品を受けた制作物について3日以内に速やかに検収する。
検収の結果、不備又はその他の欠陥があると甲が判断した場合は乙にその旨指摘し、その修正を求め得るものとする。
検収後に文言の不備、又はプログラムバグが発見された場合は、研修最終日より数えて7日は、乙は無償で対応するものとする。(広告物などは該当しない)
※文言の不備は乙による脱字・誤字を意味する。内容の変更は除外とする。

第7条(支払い)

制作費用はWHBサイト注文時に表示される金額を同サイト上でクレジット決済とする。

第8条(協議及び準拠法、合意管轄)

本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。
協議の上、未解決の場合には下記事項にて適応する。
1. 本契約の準拠法は、日本法とする。
2. 本契約に関し、訴訟が生じた場合には、大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第9条(解除)

甲による仕様書以外の無償対応要求があった場合(逸脱する場合)、乙は途中解除をすることができる。
途中解除をした場合は、完成分までを納品の形とし、制作金額は返金しないものとする。
乙の制作怠惰の場合はこの場合ではなく、完成分までを納品とし、差額を返金するものとする。